

事務連絡  
令和2年3月9日

都道府県  
各 民生主管部（局）御中  
指定都市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受給資格者が特別児童扶養手当等の受給に必要な届出が提出できない場合等の対応について

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることが極めて重要な時期であり、受給資格者が、感染者等との接触の機会を減らす等の理由から、外出を控えたこと等により、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の認定請求書その他受給に必要な届出及びこれらに添付する書類（以下「認定請求書等」という。）の提出が遅延した場合の事務手続については、下記に御留意の上、特段の御配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれましては、管内市区町村に周知をお願いします。

なお、下記の取扱いについては、令和2年2月に提出すべき認定請求書等から適用されるものとします。

#### 記

受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかった場合において、特別児童扶養手当等の支給に関する法第5条の2第2項（第26条及び第26条の5において準用する場合を含む。）の規定により、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めることとしているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、受給資格者が外出を控える等した結果、認定請求することができない場合には、個別の事情を考慮して、弾力的な対応をしていただきますようお願いします。

また、手当額改定の届出等や有期認定の事務手続の際にも、同様に弾力的な対応をお願いします。

<担当係>

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課手当係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3020)

FAX : 03-3502-0892